

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1020号)

平成24年2月17日

横情審答申第1020号

平成24年2月17日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成23年2月10日建総第717号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成17年12月22日当時、市長宛に提出された別添文書「懲戒処分申立書」に関連した質問申立書の文書を調査・検討した結果の内部文書一式。」
の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成17年12月22日当時、市長宛に提出された別添文書「懲戒処分申立書」に関連した質問申立書の文書を調査・検討した結果の内部文書一式。」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成17年12月22日当時、市長宛に提出された別添文書「懲戒処分申立書」に関連した質問申立書の文書を調査・検討した結果の内部文書一式。」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年11月15日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 懲戒処分申立書については、懲戒処分申立書に関連した質問申立書（以下「質問申立書」という。）が提出された平成17年12月22日以前において、関係者に確認する等の調査・検討を行ったところ、懲戒処分に当たるような事実やその疑義はないと判断しているため、総務局人事部人事課（当時。現在の総務局人材組織部人事組織課）への報告や異議申立人（以下「申立人」という。）への文書での回答は行っていない。また、内容についての対応を決定する過程は、全て口頭で行われ、文書を作成することはなかった。
- (2) 質問申立書については、前記(1)のとおり、懲戒処分に当たるような事実や疑義はないと当時判断していた。また、質問申立書の取扱いに関する規定はなく、検討した内容について、文書を作成する必要性も認められなかった。以上の理由から、その内容についての対応を決定する過程は、全て口頭で行われ、文書を作成することはなかった。
- (3) 申立人は、口頭での調査・検討等について、虚偽である旨を主張しているが、文書は作成していない。

(4) したがって、本件申立文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 非開示決定通知書において、「懲戒処分申立書」に関連した質問申立書に関する調査、検討等については、口頭で行っており、当該開示請求に係る行政文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため。」という事実と反する虚偽の理由で非開示になっている。
- (3) 市当局の関係者から電話及び面会による口頭での回答を一切受けておらず、非開示決定通知書は、有印虚偽公文書記載の行為に該当する違法行為である。
- (4) 申立人は、懲戒処分申立書を平成15年10月に都市経営局市長室秘書課（当時。現在の政策局秘書部秘書課）に持参したところ、市民局広報相談部広聴課（当時。現在の市民局広報相談サービス部広聴相談課。以下「広聴課」という。）へ案内され、広聴課の職員が懲戒処分申立書を受領した。
- (5) その後、市当局から申立人に何ら連絡がなかったため、再度広聴課を尋ねたところ、申立人が提出した懲戒処分申立書については各局の不祥事防止対策委員会に該当する案件と判断したため、建築局に回送したと説明を受けた。この事実からも懲戒処分申立書は懲戒処分に該当する事案であったため、広聴課から建築局に回送されたのである。しかし、建築局の関係者は口頭で申立人に説明を行ったという虚偽の理由による本件処分が行われた。
- (6) 他の開示請求に対する処分においても市当局の関係者は、自らの違法行為を隠蔽するために虚偽の理由による非開示決定を行っている。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、申立人が平成17年12月22日に実施機関に提出した質問申立書に関して、実施機関が行った調査及び検討の結果について記録された文書である。

なお、質問申立書は、申立人が平成15年10月に実施機関に提出した懲戒処分申立書についての調査結果の回答がないこと及び懲戒処分申立書についてどのような組

織で調査検討を行ったのかということについて、回答を求める内容であると認められる。

(2) 本件申立文書に係る経緯について

平成17年2月14日の答申第355号、平成20年12月19日の答申第571号、平成22年10月22日の答申第790号、実施機関の説明等から、次の事実が認められる。

ア 平成15年10月

(ア) 申立人が、実施機関に懲戒処分申立書を提出した。

(イ) 懲戒処分申立書は、広聴課が受け取った。その後、当該文書は、広聴課から建築局総務部総務課（以下「建築局総務課」という。）へ送付された。

イ 平成17年3月

(ア) 建築局総務課の職員が、懲戒処分申立書に対し、同月中に回答するという文書を送った。

(イ) しかし、建築局総務課は、申立人に対し、回答することを失念していたため、回答していない。

ウ 平成17年12月

申立人が、実施機関に質問申立書を提出した。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張している。

イ 当審査会では、平成20年12月19日の答申第571号及び平成22年10月22日の答申第790号（以下「先例答申」という。）において、申立人が提出した懲戒処分申立書に関して、前記(2)の経緯を踏まえた上で、実施機関が行った調査や検討などについて記録された文書が作成されたことを示す事情は認められないとしている。

ウ また、実施機関は、懲戒処分申立書の内容について、懲戒処分に当たるような事実又は疑義はなく、懲戒処分申立書に関して文書を作成することはなかったと説明し、質問申立書についても同様の理由により文書を作成する必要性もないことから、本件申立文書は作成していないと説明している。

エ これらのことを考え合わせると、懲戒処分申立書に関して、文書が作成されていないことについては、現時点において先例答申における事実認定を覆すような事情も認められず、また、懲戒処分申立書に関して文書を作成していない以上、

質問申立書に関して本件申立文書を作成していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(4) 付言

本件請求に係る開示請求書には、申立人本人が過去に実施機関に提出した文書を添付し、当該文書に関する文書の請求をしている。したがって、本件請求は、条例第7条第2項第2号により非開示とすべき個人情報を求める開示請求であると考えることができ、本来であれば、請求の対象となる文書の存否を答えるだけで非開示情報を明らかにすることになるとして、存否応答拒否を検討すべきものであったとも考えられる。

今後、実施機関におかれては、開示決定等に係る事務手続を慎重に行うよう望むものである。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年2月10日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成23年2月24日 (第179回第一部会) 平成23年2月25日 (第186回第二部会)	・諮問の報告
平成23年3月2日	・異議申立人から意見書を受理
平成23年3月4日 (第115回第三部会)	・諮問の報告
平成23年6月17日 (第120回第三部会)	・審議
平成23年11月18日 (第129回第三部会)	・審議
平成23年12月2日 (第130回第三部会)	・審議
平成24年1月20日 (第132回第三部会)	・審議